

順天府档案にみえる宝坻県の「冬防」

伍 躍

目次

はじめに

一、治安配置

- 1、国都・順天府の防衛体制
- 2、日常の治安担当
- 3、清代中期以後の治安体制の緩み

二、宝坻県の「冬防」

- 1、広域治安案件
- 2、冬防に関する指示
- 3、郷保たちの反応

おわりに

キーワード：宝坻県 順天府档案 冬防
治安 前近代中国

はじめに

中国華北平野の北部においては、毎年の歳末年始は気温の低い農閑期にあたり、朝晩を含めて外出する人が少ない。前近代中国においては、それを狙って窃盗・強奪などの犯行をする者がいた。なお、農閑期の間、畑仕事がなくなったため、小作人などの生活手段を失った人とその家族などの関係者が乞食しながら、府州県を跨って移動することになる場合も多かった。その移動に伴う治安案件も多発した。地方政府

は、こうしたことに対処するため、「冬防」と呼ばれる冬季農閑期の治安行動、すなわち歳末警戒などを実施させたのであった。

清代の華北地域における治安体制の問題について、松尾直子が順天府档案の史料を利用して研究したことがある¹。本研究にとって、氏の論考は大いに参考になる。しかし、冬防問題についての言及が少ないことに関しては、少し残念に思っている。管見の限り、学界においては、清代の冬防問題についての研究がほとんどない²。

本研究ノートでは、清代後期の順天府档案を基礎資料として用い、宝坻県の冬防とその周辺の事情を確認していきたいと考えている。

以下では、まず、国都所在地の北京を含む順天府、および華北平野の北部地域における治安体制について紹介する。そして、道光二十四年の宝坻県における事例に即して冬防をについて検討をしてゆきたい。

一、治安配置

1、国都・順天府の防衛体制

清朝の国都・北京所在の順天府は、畿輔とし

¹ 松尾直子①「嘉慶・道光年間、直隸省における州県警察行政の変容—順天府宝坻県を中心にして」、『人間文化研究科年報』、19、2003年、第45-54頁；同②「華北郷村における巡警の設置と『警紳』：直隸省順天府を中心として」、『寧楽史学』、57、2012年、第30-50頁。

² たとえば、余華の「乾隆朝雲南冬防研究」（『清史論叢』、2019年2期、第137-151頁）は、ミャンマーとの国境の警備問題に関するものであり、国内の冬季治安対策としての冬防についての研究ではない。

【表一：小九処と八旗左右翼駐防軍】

左翼駐防軍				右翼駐防軍			
No.	駐屯地	長官	領催・馬甲(名)	No.	駐屯地	長官	領催・馬甲(名)
①	宝坻	防守尉	50	⑤	保定	城守尉	500
②	采育	防守尉	50	⑥	固安	防守尉	50
③	東安	防守尉	50	⑦	雄県	防守尉	50
④	滄州	城守尉	100	⑧	良郷	防守尉	50
				⑨	覇州	防守尉	50
計			250	計			700

資料：『(嘉慶) 欽定大清会典』、卷六九、八旗都統、第4b頁。なお、各長官のもと、防御・驍騎校などの武将も配置された。

ての要地であり、八旗兵と緑営兵が駐防していた。まず八旗兵の駐防を見てみよう³。

順天府周辺にある「小九処」と呼ばれる九ヶ所の要地では、左翼と右翼の駐防軍が配置された。その「左翼駐防軍」が北京の東方面に配置されたのに対し、「右翼駐防軍」は「右」、つまり北京の西方面に配置された。概要は表一の通りである。

その左翼と右翼の駐防軍を監督するため、「稽察宝坻等処駐防大臣」が二人配置された。護軍統領や副統領から選任されたこの二人の大臣は、三年に一度各駐防軍を視察して、兵士に対し騎馬や弓矢の技能をチェックするほか、「安静して分を守る」ことについての訓示を行う。そして、武将の「優劣」を評価した結果を皇帝に報告するのである⁴。

八旗兵のほか、緑営兵も配置された。

順天府内の緑営兵は直隸提督の統轄下にあった。直隸提督の上司は言うまでもなく直隸総督であった。乾隆年間、直隸提督のもとに、馬蘭

鎮・泰寧鎮・宣化鎮・天津鎮・正定鎮という五つの鎮があったが、道光元年(1821)と二十二年(1842)に、大名鎮と通永鎮が増設されたため、光緒年間になって七つの鎮があった⁵。順天府やその周辺に配置されたのは、直隸総督と直隸提督による直轄した各営、および泰寧鎮・宣化鎮・天津鎮の各営であった。羅爾綱の統計によれば、乾隆年間、直隸地方における緑営兵の配置兵員数は全国緑営兵の約8%にあたる49,348名であったが、直隸総督と直隸提督、および泰寧鎮・宣化鎮・天津鎮の総兵官が率いる順天府周辺に配置されたのは35,841名で、率にして直隸地方における緑営兵総数の約73%であった、ということがわかる⁶。

しかし、ここでいう八旗兵と緑営兵の数字はあくまで制度上の定員数であり、実在の兵員数ではなく、また戦力を意味する数字でもなかった。たとえば、光緒五年(1879)から十年(1884)にかけての間、日本の参謀本部の命令により中国において軍事情報の収集を中心に諜報活動を

³ 八旗の駐防問題について、定宜荘『清代八旗駐防研究』(瀋陽：遼寧民族出版社、2003年)を参照された。

⁴ 『(嘉慶) 欽定大清会典』(清嘉慶年間内府刊本)、卷六九、第24b頁。「掌稽察駐防官兵以時訓練其芸(兩翼稽察大臣、每三年前往各処巡視一次、閱看官兵騎射、分別勸懲。兵丁務令勤學技芸、安静守分；官員甄別優劣。具奏)」。

⁵ 『清宣宗実録』、卷十八、道光元年五月癸酉、『清実録』第三三冊(北京：中華書局、1986年)、第342頁；同卷三八六、道光二十二年十二月己丑、『清実録』第三八冊(北京：中華書局、1986年)、第945頁。『(光緒) 欽定大清会典』(清光緒年間外務部石印本)、卷四三、第5b頁。

⁶ 羅爾綱『緑営兵志』(北京：中華書局、一九八四年)、第二〇三頁。

していた福島安正は北京周辺で駐屯する清朝の八旗兵と緑営兵を視察した⁷。彼が近衛師団にあたる禁旅八旗の神機營諸隊の春季演習の見学で目にしたのは、次のような光景であった。

演練が始まる直前、翼長の点呼は「頗ル嚴」であったが、隊列は「頗ル混雜ヲ極メ」、互いに人員を都合しあい、1人の隊長の下に10名の兵がいるべきところを11名いて、かえって問い質され、甚だしきに至っては後ろの方にいた馬夫を呼んで、それに制服を着せてごまかそうとする者もいた。「廢弛モ既ニ此極ニ至ル、実ニ驚クニ堪タリ」。終了時の点呼も無秩序で、制服を脱いで勝手に帰ってしまう者も多く、そうした部下のふるまいを将校たちも気にかけていなかった。

というように、単なる形だけの兵員構成と演練であったことがわかる。国都衛戍のもう一つの主力師団ともいえる緑営巡捕營の状況もほぼ同じであった。

北京城外城を警備する漢人部隊の巡捕營では、馬兵の官馬の生存期限を5年とし、この期限内に馬が亡くなれば本人が賠償し、その後で死ねば9両が支給されることになっている。そこで5年の期限が来ると馬が死んだと詐報し、新馬購入代9両を受け取るのが常となっている。ただし手数料を払わないといけないので、巡捕營の左營では本人の受領金はわずかとなるが、中營では他人の名をかたって偽報し、受領銀すべてを副将以下の官吏で分配している。また巡捕營〔の左營か〕の人数は原設1,600名のところ実際には練軍を含めて1,080名で、残りの500余名は名簿にあるだけで実在しない。しかもこの1,080名も、

巡捕の任務を練軍にやらせ、平常服務の兵数を減らしているため、実際は練軍480名を含めて600余名で、残りはやはり実在しない。つまり架空の合計1,000名の錢糧は管内大小の官吏が分配している。巡捕營五營の状況はいずれもおおむねそのようなもので、五營あわせて1万の兵は練軍以外ほとんど有名無実である。

とあり、軍馬の死亡を詐称すること、または兵士の欠員を隠し満員と報告すること、などをして金銭をだまし取る武将の姿が確認された。福島安正がさらに注目したのは兵士たちへの食糧や弾薬の支給である。

（禁旅八旗の）新旧の技勇兵は支給される餉銀に区別はないが、糧米には多寡があり、古い技勇兵は毎季5石2斗、新しい技勇兵は毎季3石3斗である。ただしこれは表面上の規則であって、実際はそれに大いに反し、数多くの「弊害」がある。自分〔福島〕がこの糧米を実見したところ、「粒ニ虫穴トナリタル変色ノ腐敗米」でしかも泥土が混ざり、「鳥獸ト雖トモ尚ホ避テ喰ハサル」ようなものであった。兵隊は米を受け取る引換券の米票を安い値段で売却せざるを得ず、その米票を買い上げるのは他でもない将校である。また演練を行わないので火薬を用いることもなく、たまった粗悪な火薬を将校が市中に売却して利益を分け合っている。春季と秋季の演習では弾丸が支給されるが、それは有名無実で、発射する弾丸はいくばくも無く、残ったものを熔解して鉛板にし、市中に売却してやはり将校がその利益を分け合っている。

というように、家畜のエサにすらならない糧米を兵士に支給する武将、練習用の弾薬を民

⁷ 澤田次郎「1880年代における日本陸軍の対清情報活動—福島安正を中心として」、『拓殖大学論集（政治・

経済・法律研究）』、第22巻第2号、2020年3月、第19-76頁。

間人に売却して金銭をとる将兵が存在したのである。

日清戦争が勃発する約十年前に行った福島安正による上記の観察は、清代中期以降においても、おそらく八旗兵と緑営兵の共通現象であったと言えよう。

2、日常の治安担当

国都周辺に配置される軍隊は治安上の見地が

あるものの、より日常的な治安問題に対処するのは、やはり文官中心の衙門であった。

清代初年、順天府は京府として、京県としての大興県と宛平県をはじめ、あわせて二十四の州県を直接管轄していた。康熙二十六年（1687）に「東西南北四路捕盜同知」が設置された。乾隆年間以降、その駐在地と所管州県は表二の通りである。

【表二：順天府四路同知および所管州県】

	東路庁同知	西路庁同知	南路庁同知	北路庁同知
駐在地	通州	蘆溝橋	黄村	沙河
州県	通州	涿州	霸州	昌平
	薊州	大興	東安	順義
	三河	宛平	文安	密云
	宝坻	良郷	大城	懷柔
	香河	房山	保定	平谷
	寧河		固安	
	武清		永清	

資料：『(光緒) 欽定大清会典』、卷四、吏部、第6a頁；卷十三、戸部、第2a-b頁。

捕盜同知はその名の通り、専ら捕盜、すなわち治安を司るポストであった。その後、乾隆十九年（1754）に「各州県の錢糧」を「兼管」するようになった。同二十四年に「刑名案件」の「審転」も命じられたこともあり、その「関防」すなわち官印にある銜名＝肩書きは「順天府某路刑錢捕盜同知」に改められた。永定河の河川工事とのかかわりもあったため、西路同知の関防だけがさらに「水利」という二文字がある。官制上、これらの同知は知府に準ずる立場にあり、档案においては「府」と呼ばれることが多い。

四路同知の人選については、『(乾隆) 欽定吏部則例』には次のように書いている⁸。

京畿四路捕盜同知缺出、令該督於本省現任官員内揀選能駕馭捕役、緝盜有方之員具題、引見補授。

このように、順天府下四路同知の人事は、捕役管理や治安面の指導能力の有無に主眼を置くものであったことがわかる。

清代においては、知州知県はその管轄地域における治安問題を担当する第一責任者であった。その責任の取り方については、『欽定増修六部処分則例』には詳細な規定がある。一例を挙げよう⁹。

凡道路村莊被劫、以失事之日起、扣限四個月、盜犯未獲、題參疎防。將承緝州県印捕官住俸、限一年緝拏。限滿不獲、

⁸ 『(乾隆) 欽定吏部則例』(清乾隆四十八年武英殿刊本)、卷五、銓選漢官、順天府四路同知揀補、第9b頁。

⁹ 『欽定増修六部処分則例』(清光緒二年刊本)、卷四一、盜賊上、外省盜案、第17a頁。

降一級留任、再限一年緝拏。三限不獲、再留任一年緝拏。四限不獲、照所降之級調用（俱公罪）。盜犯交与接任官緝拏。

とあるように、窃盗案件があれば、発生地 of 知州知県は治安の責任者として、まず四ヵ月以内に犯人の逮捕を果たさなければならない。それができなければ、一回目の弾劾処分、つまり俸禄支給の停止という「初参」を受けることになる。俸禄支給の停止は、その初参の処分である。その後、一年以内に犯人の逮捕ができなければ、「二参」の処分として「降一級留任」にされる。案件が発生して三年四ヵ月の時点になって、犯人の逮捕がなお果たせなかった場合、「降級調用」すなわち降職することになる。

以上は順天府全体の治安体制であるが、宝坻県の治安体制も見てみよう。

北京の東、天津との間に位置する宝坻県は東西「九十里」、南北「一百三十里」、「幅員凡そ四百三十里」があり、交通の要所であったと同時に、首都防衛の要所でもあった。宝坻県は直隸総督ら上司宛に出した稟文のなかで、北西の北京・南西の省城（保定）・北東の山海関・南東の寧河・正南の天津への「大小道路」があるとして、県の交通要所としての地位を再確認し

た¹⁰。

宝坻県における八旗兵の駐防営は、康熙十二年に設立されたものであった。先にも述べたが、光緒年間、領催と馬甲がそれぞれ五十名配置された¹¹。ほかに、緑営兵の宝坻営もあった。そこに配属する兵士は、乾隆年間二六三名、嘉慶年間一五九名、光緒年間一一三名であった¹²。清代では、県内の白龍港（北東）・馬家店（南）・大口屯（南西）・新集（北西）・黄家集（西）の五ヵ所に「墩台」を設け、緑営兵を駐屯させ治安維持にあたってもらった。地方志の記載によれば、乾隆年間、知県の洪肇楙が在任中、毎年のように墩台施設の修繕と武器の増置に努めていた、という¹³。

駐屯兵士のほか、宝坻県の県城では、乾隆七年（1742）より「柵欄」、つまり盗賊の侵入防止のため入口に設けた大きな柵が合計十二か所で設けられた。県内の重要なマーケットの所在地においても「柵欄」の設置があった。たとえば、大口屯・八門城・口東鎮・林亭口・黄莊などの十三のマーケットに「柵欄」があった。地方志には、県内の各莊でも大きいところでは「堡牆」を築き、小さいところでは「木柵」を設ける、と記している¹⁴。

【表三：宝坻県の治安部隊】

No.	名称	定員	予算	役割
1	民壮	30	180	倉庫など重要施設の防衛・緊急時機動部隊・納税の催促
2	馬快	8	134.4	夜間のパトロール・犯人逮捕・命令伝達・納税の催促
3	更夫	5	24	夜間のパトロール

資料：『(光緒) 順天府志』、卷五一、第三五35b～三九b頁。瞿同祖『清代地方政府（修訂訳本）』（北京：法律出版社、2011年）、第94-96頁。予算の単位は「両」である。

¹⁰ 順天府档案、卷八八、第一〇六号。「遵查卑県西北、西南、東北、東南、正南五路、係赴京、省、寧河、天津、山海関等処大小道路。」

¹¹ 『(光緒) 欽定大清会典』、卷八六、兵部、第四b頁。『(乾隆) 宝坻県志』、卷八、職官、附駐防、第一九a頁。

¹² 『(乾隆) 欽定大清会典則例』、卷一一一、兵部、職方清吏司、營制、第一一b頁。羅爾綱『緑営兵志』、第

一二九頁。宝坻営の兵士数を「二三六」と間違っている。『(嘉慶) 欽定大清会典事例』、卷四七〇、兵部、緑営兵制、第一七a～b頁。『(光緒) 欽定大清会典事例』、卷五九〇、兵部、緑営兵制、第二三a頁。

¹³ 『(乾隆) 宝坻県志』、卷六、郷閭、附巡邏、第二四b頁。

¹⁴ 『(乾隆) 宝坻県志』、卷六、郷閭、附巡邏、第二三b～二四a頁。

宝坻県知県の権限で動かせる警察のような治安部隊ないしそのための財政措置を見てみよう。

宝坻県知県が指揮でき、いわゆる予算措置のとれる治安部隊およそ表三の通りであった。

光緒年間、宝坻県の地丁銀「留支」部分総額（平年）銀1,954.979両のうち、表三の治安関連経費は、留支総額の約17.3%にあたる年間銀338.4両があった¹⁵。一方、直隸地域の差徭にあったさまざまな名目のなかに、治安の維持に対応する部分はなかった¹⁶。

ここで付言しておきたいのは、上記の金額がいずれも「経常支出」にかかる経費であり、冬防のような季節性の高い治安措置について予算措置はなかった（少なくとも現時点では史料上の確認がとれていなかった）、ということである。一方、直隸当局が冬防に関する指示を出した際に、予算措置についての説明はほとんどと言っていいほどなされていなかった。結局、その負担は最終的に宝坻県より実際に冬防を担当する各荘に転嫁するしかできなかった。

3、清代中期以後の治安体制の緩み

上記の説明はあくまで制度通りのものである。少なくとも、清代の中期、つまり乾隆年間以降、順天府を含む直隸地域の治安体制が次第に緩んできた。先に八旗兵と緑營兵の事例を紹介したが、宝坻県周辺の状態については、次の事例を見てみよう。

嘉慶十六年（1811）の冬、宝坻県の東にある豊潤県の張家荘では、「一、二百人」の「匪徒」は集まって、「塩坨」つまり塩の堆積場から塩を盗んだ、という盗案の発生が報告された。この報告を受けて直隸総督の温承恵は、通永道道員の李于培に対し、「星馳前往察看」つまり現場に急いで行って対処しようと命じた。これを聞いた嘉慶帝は、東陵の所在地・馬蘭峪に近く、その「風水の重地」としての張家荘の安否を心配して、主犯格の犯人を必ず逮捕しようと命じた¹⁷。

しかし、その「匪徒」たちが最後まで逮捕されなかった。事件発生後、天津鎮総兵官の慶長は玉田營都司朱文郁、宝坻營都司伊克進に対し、豊潤營都司陳明亮と「協同」して、兵士を率いて「査拏」しようと命じた。その陳明亮と伊克進が「要路堵截」つまり幹線道路の要所で埋伏して「匪徒」を迎え撃つ態勢をとっていた。一方、朱文郁は兵士を引率して「査探」に行ったが、「匪徒の多人」を一見すると、直ちに「退回」してしまった。長官が逃げてしまったのを見た兵士たちも「また皆走って避けてしまった」。陳明亮たちも対処せず、そのまま引き上げて駐屯地に戻った。

直隸総督温承恵は朱文郁に対し、革職したうえ、玉田營の駐屯地で「枷号三箇月」の後、「イリに發往して苦差に充当する」、および陳明亮と伊克進を革職する、という処分案を奏上した。これに対し、嘉慶十七年（1812）正月二十

¹⁵ 『(光緒) 順天府志』、卷五一、第三五35b～三九b頁。

¹⁶ 藤岡次郎「清代直隸省における徭役について—清朝地方行政研究のためのノオトⅣ」、『北海道学芸大学紀要』、第一部、B、社会科学編、一四卷一号、第三二～四六頁。

¹⁷ 『清仁宗実録』、卷二五一、嘉慶十六年十二月己未、『清実録』第三一冊（北京：中華書局、1986年）、第397-398頁。論軍機大臣等、擬温承恵奏豊潤県張家荘地方、有匪徒聚衆一二百人、乘夜偷扒塩坨、是否塩梟

肆行無忌、抑係匪徒附和滋事、現已飛飭通永道李于培、務関參將慶昌、星馳前往察看、督同該處文武員弁就近査拏、務獲解究。等語。豊潤県地方距馬蘭峪不遠、為東陵風水重地。今張家荘有匪徒聚衆之事、福長安想已聞知。如探聽李于培等業將案内人犯拏獲究辦、該鎮即無庸前往、若尚未辦竣、著福長安於所屬將弁兵丁内、選帶數十員名、馳赴該處嚴密防緝、毋令匪徒向馬蘭峪一帶逃逸、將為首之犯務獲、解交直隸總督審辦、以靖地方為要。將此諭令知之。

八日、嘉慶帝は次のように諭した。

国家設立營制、優養員弁兵丁。小之緝捕盜賊、大之敵愾顔行、總應勇往直前。茲都司朱文郁等奉派緝捕、所緝不過塩匪百餘人。朱文郁帶兵前探、望見烏合匪徒、輒先行退避、以致一犯未獲。似此怙怯無能、設令効力行間、尚安望其克敵致果耶。營員畏縮至此、不可不大加懲創。

というように、国家が軍事制度を設け、武将兵士を優遇している。そのため、武将兵士は治安案件の対処や戦闘などにあたり、勇敢に前に進み戦わなければならない。しかし、烏合した百数人の前に、武将兵士が先に逃げてしまい、犯人を逮捕することができなかった。このままなら、緊急時に「克敵」をしてもらえるのか。「大いに懲創を加える」ことをしなければならない、と。結局、現場から最初に逃げた朱文郁

に対し、より厳しい懲罰として、革職したうえ逮捕して刑部に渡し厳正に訊問して治罪するようとされた。陳明亮と伊克進に対し、革職のほか、それぞれの駐屯地で「枷号三箇月」をしたうえ、「イリに發往して苦差に充当する」とされた。その三人を派遣した天津鎮総兵官の慶長も「平日紀律不嚴、操防懈弛」という管理責任を問われて解任されてしまった¹⁸。

今度は、嘉慶十八年（1813）の七月、宝坻県の南にある武清県で浙江から戸部へ運ぶ「餉銀」が何者かにより強奪されてしまった¹⁹。八月に、「引見」のために上京途中の「兵部主事の姚堃」は、昌平州八仙莊付近で強盜に遭遇した。これを受けて、嘉慶帝が直隸地方の「捕務廢弛」の現状を見て、管理順天府尹事務大臣と順天府尹を交代させるなど、人事の刷新を行ったが、効果はなかった²⁰。その人事交代の一週

¹⁸ 『清仁祖実録』、卷二五三、嘉慶十七年正月壬寅、『清実録』第三一冊、第421-422頁。諭内閣、温承惠奏、上年豊潤県匪徒搶扒塩坨一案。經總兵慶長、派令玉田營都司朱文郁、宝坻營都司伊克進、協同豊潤營都司陳明亮、帶兵查拏。陳明亮・伊克進在要路堵截、朱文郁前往查探、一見匪徒多人、遂即退回、各兵丁亦皆走避、未獲一犯、陳明亮等亦未向前追捕。請將朱文郁革職、於該營枷号三箇月、發往伊犁充當苦差、陳明亮・伊克進、請一併革職。等語。国家設立營制、優養員弁兵丁。小之緝捕盜賊、大之敵愾顔行、總應勇往直前。茲都司朱文郁等奉派緝捕、所緝不過塩匪百餘人。朱文郁帶兵前探、望見烏合匪徒、輒先行退避、以致一犯未獲。似此怙怯無能、設令効力行間、尚安望其克敵致果耶。營員畏縮至此、不可不大加懲創。朱文郁著革職、拏交刑部嚴訊治罪。陳明亮等於朱文郁退避之後、亦並不上前追捕、俱屬玩懦、僅予革職、不足蔽辜。陳明亮・伊克進均著革職、發往伊犁充當苦差。並先於各該營枷号三箇月、再行發遣。其跟随朱文郁退避各兵丁、著該督查明、將首先逃避者責革枷号数名、以示懲儆。天津鎮總兵慶長、派出弁兵如此懦怯。由該總兵平日紀律不嚴、操防懈弛所致。慶長著交部議處。尋議上。得旨、革去總兵、仍留一等男世職、授為三等侍衛、在大門上行走。

¹⁹ 『清仁祖実録』、卷二七一、嘉慶十八年七月甲申、『清実録』第三一冊、第682頁。直隸總督温承惠參奏疏失餉銀被劫之浙江委員熊澹、請革職、留於武清一帶協緝。得旨、熊澹無庸留於該處協緝、著該督即行解京、

交留京王大臣会同刑部審訊。

²⁰ 『清仁祖実録』卷二七二、嘉慶十八年八月戊戌、『清実録』第三一冊、第691-692頁。諭内閣、前摺書奏、兵部主事姚堃、在昌平州八仙莊地方被劫一案、已降旨將該州馮績熙革職、並將該管道員及順天府府尹分別嚴議議處。本日摺鄒炳泰等奏請查參勒緝。並摺御史丁孝彝奏稱、直隸省捕務廢弛、亟須整飭。等語。近日畿輔地方、盜劫頻聞。前此武清縣甬有夥劫餉鞘之案、迄今逸犯尚未全獲。乃昌平州所屬八仙莊、復有行劫引見官員、致傷跟役車夫之事。該處距京城僅止數十里、為官員商賈往來孔道、更非武清縣距京稍遠者可比。盜匪胆敢糾衆邀劫、得財傷人、實由地方各官一味闡茸、漫無整頓所致。鄒炳泰等僅將專管知州奏請革職留任、並未將該管上司參奏、亦未自請處分、竟視為尋常盜案、照例辦理、殊屬懈弛。鄒炳泰年老、精力不能兼顧、著毋庸兼管府尹事務。所有順天府府尹事務、著劉鑾之兼管。李鈞簡於所屬地方未能整飭、亦不勝府尹之任。順天府府尹著費錫章調補、其光祿寺卿員缺即著李鈞簡補授。劉鑾之・費錫章接任後、當實心整理、務將此案盜犯及武清縣逸犯、飭屬嚴拏究辦、以示懲儆。至總督温承惠、有統轄全省之責、於地方捕務、未能督率所屬實力奉行、亦有應得之咎。姑念昌平武清俱近隸順天府管轄、稍予寬貸。該督當知愧懼、嚴飭文武員弁、將此案要犯、上緊勒限查拏、並將疏防武職查參。其武清縣案內逸犯、著一併按名緝獲懲辦、毋再玩泄。

間後、八月初九日に北京皇城の正門・大清門を強行に入ろうとした者は、警護の兵士を負傷させた事件が発生した²¹。その約一ヶ月後の九月十五日、直隸南部で発生した天理教の反乱に続いて、天理教の指導者・林清が率いる天理教の信者がついに紫禁城に潜入し、内廷の中心・乾清宮の近くまで突入した、という前代未聞の大事件が発生した²²。

この事件が鎮圧されたのち、清朝政府は京師や順天府を含む直隸地方において、保甲組織の整備強化を中心に治安体制の立て直しを行った²³。皇帝や総督から厳命もあり、保甲組織の整備に欠かせない「門牌草冊」を提出しなかった直隸永年県「郷地」2人が知県により「杖斃」した事件もあった²⁴。

このように、清朝政府は順天府を中心に直隸地方の治安体制を整備したが、少なくとも嘉慶年間に入り、体制の疲れもあったか様々な緩みが出てきた。その緩みを代表するのは、先に触れた嘉慶十八年九月に発生した天理教の乱を頂点とした一連の治安案件であった。その後の実態などについて、以下、道光年間の宝坻県を例に即して考えていきたい。

二、宝坻県の「冬防」

1、広域治安案件

宝坻県とその周辺における冬季農閑期の治安問題について、下記の事例を挙げたい。

道光十三年（1833）、御史朱達吉は上奏して、宝坻県一帯の冬季の治安問題を指摘した²⁵。

附近京城之采育村、及河西務、武清、東安、宝坻等縣城市村莊、有外省游民、什百為群、往來絡繹、聚散不常。率有數百人之多、沿途丐乞、口稱欲往口外及京城內覓食。內有攜帶家屬者、亦有空身游手、併無鍋具者。其中良莠不齊、屢有攘奪偷竊之事。地方正印及巡檢等官彈壓不止、勸令各鋪戶錢助給盤費、送出本境、又往他處索擾。

とあり、宝坻県なの城市村莊では、十人ないし百人単位の外省の遊民が往来して、総数は数百人にもものぼる。彼らは長城の北または北京へ食料を求めに行くと称している。家族連れのものもいれば、一人で何も持っていない者もいる。そのなかにいる悪い者による強盗や窃盗の事件が多発している。地方の正印官と巡検司などは、商人たちから集めた金銭をその遊民たちに渡して、ほかの州県に行かせてもらう以外、積極的対処をしていなかった、ということである。これに対し、道光帝は次のように指示した。

此項游民是否實係外省猝被災歉之食貧民前來覓食、抑或有土棍匪徒夾雜其內、藉端擾害、必應分別查弁。著直隸總督、順天府府尹等迅即查明、拋實具奏、毋任棍徒勾串騷擾、以致別滋事端、是為至要。

とある。つまり道光帝は直隸総督と順天府府尹に対し、こうした遊民のなかには被災して食を

²¹ 『嘉慶道光兩朝上諭檔』（桂林：広西師範大学出版社、2000年）、第一八冊、第274-275頁。奉旨、瑞齡奏、摺該班章京稟稱、本月初九日、有民人欲擅入大清門、經該班官兵攔阻、該犯輒用刀扎傷前鋒校德勒濟善。訊摺該犯供稱、係名王仁剛、現將該犯送交刑部。等語。所奏殊未明晰。該犯王仁剛擅入禁門、該班官兵如何向其攔阻、該犯何以輒敢逞兇用刀傷人。至前鋒校德勒濟善受傷後、又係何人將該犯捆縛。著瑞齡將獲犯情形、再行詳細訊明拋實覆奏。其王仁剛一犯、著交刑部確切研訊。並將德勒濟善所受刀傷輕重若何、是否致命、查驗

明確、定擬具奏。欽此。

²² 佐々木正哉「嘉慶年間の白蓮教結社—林清・李文成集団の場合」、『国学院雑誌』、77巻3号、1976年3月、第143-161頁。

²³ 前掲松尾直子論文①。

²⁴ 「嘉慶十八年京畿地区編查保甲史料」（下）、『歴史档案』、1990年3期、第43-44頁。

²⁵ 『清宣宗實録』、卷二四七、道光十三年十二月癸亥、『清實録』第三六冊（北京：中華書局、1986年）、第724-725頁。

求める「貧民」と「擾害」を狙う「土棍匪徒」を区別して対応するよう、と命じたのである。

なお、宝坻県の南東には塩の名産地だった蘆都軫塩運司が管轄した各塩場があり、「私塩」と呼ばれる国家の塩専売規定に違反する塩の闇販売に伴う治安問題もあった。

道光十五年（1835）の冬、次の報告が上程された²⁶。

直隸天津府滄州・塩山各屬瀕海回民、多以扒私塩為事、其始不過數十人、在天津東西兩岸塩水沽・楊家岑子・鄧家岑子及貫兒莊等處、招邀匪類、結隊販塩、迨後愈聚愈多、每幫自三四百人至六七百人不等、南路直至河間・獻縣・交河・阜城一帶、東路直至宝坻・武清・香河一帶、各用驢頭馱載塩斤、名曰塩驢、動以百計、並攜帶火槍器械、以防兵役緝拿。前月初旬、有滄州梟匪劉三・李二・李三・孫六等率領二三百人、並塩驢四五百頭、手持兵器、至河間屬之崇仙鎮。當經巡役查拏、該梟即放槍拒捕、巡役受傷及斃命者共十餘人之多、緝犯至今未獲。此外各處經過塩驢、一日數起、前起未去、後起復來。該梟等皆係積慣巨盜、晝則売塩、夜則劫竊、是以直隸各州梟盜竊頻仍、案多無獲。塩驢即為遁逃之藪、捕役畏其人衆、不敢緝拏。且所過村莊、勒派居民出錢買塩、並令供給餵驢草料。

というように「火槍器械」で武装して「私塩」を販売する目的のイスラム系の「回民」を中心とした「梟匪」は天津周辺の塩産地から、塩を驢馬に乗せ、それぞれ「三、四百人ないし六、七百人」の集団を組んで、順天府より南の河間府、および順天府東部の宝坻県とその周辺の武清県と香河県に移動しながら、昼に塩を住

民に強制的に買ってもらい、夜になって強奪や窃盗を行い、弾圧に出動してきた「巡役」ら「十余人」を死傷させた。これにより、各県の「捕役」は恐れて、取り締りをしようとしていなかった。直隸各州の窃盗案件が多発し、摘発もなかなか難しかったのである、という。

この報告を受けて、道光帝は軍機大臣に対しこう論じた。

梟匪販私塩、聚衆逞兇、必應嚴行懲弁、以靖閭閻。况天津・河間、附近京畿、豈容梟匪騷擾居民、拒捕傷差、肆行無忌。自總督而下、地方文武豈不形同木偶、所司何事。著琦善查明此等梟匪、如果屬實、必當尽力緝拿。並著督飭天津鎮道大員、迅即遴委委員弁、分駐天津東西兩岸各處村莊、嚴行驅逐、勿令糾合成幫。並嚴飭各營汛、遇有塩驢過境、實力截拏。遇有塩梟拒捕傷人之案、從嚴究弁。務當振刷精神、力加整頓。儻奉行不力、或致釀成巨案、該督不能當此重咎也。將此諭令知之。

要するに、報告で言及した「京畿に付近する」天津などにおいて、匪徒たちが居民を「騷擾」し、差役を死傷させるような悪質な案件の発生は断じて許してはならない。しかし、直隸総督以下の地方文武将員はまるで人形のように、しかるべき対応をしてくれなかった。そして、事実関係を調査したうえ、天津鎮・天津道などを催促し、速やかに天津周辺の取り締りをするよう、と直隸総督に命じた。最後に、「精神を振刷し、つとめて整頓を加えるよう」と厳命し、「巨案」が再び「釀成」すれば、総督本人の責任を問うと警告したのである、という。

このように、華北平野に位置する宝坻県では、付近の他州県と同じように県内に発生した治安関連案件に対処しなければならないが、他

²⁶ 『清宣宗実録』、卷二七五、道光十五年十二月己巳、『清実録』第三七冊（北京：中華書局、1986年）、第

245-246頁。

州県で発生し複数の州県を跨る広域的な犯罪行為の影響をも受けたに違いない。一方、広域的な治安強化や犯罪取り締りは、宝坻県を含む各州県の連携も欠かせないものであった。そのため、直隸総督や順天府府尹、ないし順天府東路庁同知から、治安強化に関する訓示がしばしば降り、宝坻県も他州県と同様、それらの上司たちに報告しなければならなかったのである。

以下では、道光二十四年（1844）の冬防措置についてみてみよう。

2、冬防に関する指示

道光二十四年の秋、連年のように冬防の指示が降りてきた。宝坻県における冬防措置の中心は、匪賊の強奪などから往来人員の安全を守ることであった。そのため、道路沿いに所定の場所（基本的は村の周辺）において、「窩棚」つまり治安のための詰め所を設け、そこに人員を配置して治安維持に当たってもらうことであった。九月初八日、宝坻県知県の張元傑は県内の郷保に対し、つぎのように「諭飭」した²⁷。

為飭諭事。照得宝邑向於冬令、在…夫支更、以安行旅而靖地方。查窩鋪…蓋嚴整、以資御寒。乃各鄉保等…處、就地□坑、或藉道溝、用秫…以致更夫人等畏寒…事有名無實、殊堪痛恨。茲屆隆冬將過、合行諭飭。為此諭仰通（県）郷保知悉、即照旧章、每於二里半蓋鋪一處、務自平地用磚坯砌牆、修理堅固。内砌火炕、門掛草簾、並將牆面粉妥。每鋪撥夫四名、会同□役巡查。先將所蓋窩鋪處所同更夫姓名、定限本月 日內□県、稟候派人一律書写、以憑造冊申送各憲查核。並飭令各鋪更夫務於十月 日起鳴鑼擊柝、勤加巡邏。如遇行客、即会同兵役護送前進、

務使賊匪遠遁、地方安堵。限 日內弁齊、稟請本県親臨查驗。倘該鄉保並不實力奉行、定即嚴究不貸。特諭。

という。このなかで、宝坻県知県は以下の数点について述べている。

第一、冬防は毎年の冬季に犯罪行為から道路往来や住居の安全を確保するために実施される慣例の措置であり、今年度も例外なく実施する。

第二、旧章に従い、「二里半」すなわち約千二百五十メートルごとに窩棚を一つ設ける。その窩棚はレンガ作りで、堅固なものではなければならない。なかにオンドルを設け、入口に保温のための草簾をつけてもらう。配置した人夫四名は、兵役と一緒に夜のパトロールをする。その人夫の氏名について本月中までに県衙門に報告するよう。

第三、来月からパトロールを開始する。通過する旅客がいれば、兵役と一緒に護送するよう。

第四、準備が整えたあと、知県に報告するよう。怠慢があれば、厳しく対処する。

以上で見られるように、これは冬防のための窩棚の設置基準・人員配備などについての指示であった。

その後、東路庁同知より順天府府尹の指示を伝達に来た。やや長い文書ではあるが、冬防に関する指示を知るうえで重要な史料であるため、識別できる範囲のものを写していこう²⁸。

（第一八六号）札宝坻県知悉。案查毎年冬令、宵小易生、行旅堪虞。節經本衙門暨督院諄飭各属、於往来大道、沿途設立更棚窩鋪、選派兵役、梭織巡緝。…前任通永魏道稟請、於更鋪窩鋪之外、在夫宿

²⁷ 順天府档案、卷八八、第一三九号。原文書破損。

²⁸ 順天府档案、卷八八、第一四二、一四三、一八六号。原文書はいずれも破損した。そのうち、第一四三号と

一八六号はもともと一件の文書である可能性が高く、しかも内容上においては第一四二号文書と共通する部分が多い。

…数名駐劄、先於前一夕查明各店歇宿車兩、…若干、以五更放炮為号、飭令同時起行、將總舖兵役、以一半護送南行之客、一半護送北行之客。沿途更舖窩舖兵役一体護送、均至天明而止。各該地方官出示曉諭、各店戶如有客車逗留、不隨幫同行者、即不准其孤車夜行。違者將店戶責處。亦經本衙門通飭遵辦。並因各屬村鄉居民常有被劫拒捕、甚至有明火入室、捆縛事主搶劫之案。復飭行各屬、勸令聯莊支更、每十家輸出一丁、守望相助、以防竊匪潛蹤。凡此之類、立法實無不備、各該州縣果能認真奉行、於所派更舖窩舖總舖兵役、優給口糧、俾不致枵腹從公、置備器械、俾得藉資巡緝。即各村聯莊、編丁支更、亦均免差徭、並勸諭富戶捐助燈鍋之資、使小民咸各踴躍從事、何患地方不悉臻靜謐。乃近查各州縣往往吝惜小費、既不肯優給口糧、有不肯酌免徭役、只圖目前因循。兵民各生懈弛、是雖有巡護之名、而無巡護之實。殊不思優給兵役口糧、酌免里下徭役、所費無幾。若一遇拒捕盜劫重案、…然後懸賞購線、批票四出、猶不能必其破獲、…孰得孰失、不弁自明。即如上年霸州所屬之信安鎮張際通錢舖被賊搶劫銀兩、拒傷事主。順義城內裴景錫舖內被賊搶劫銀兩衣物、拒傷事主。又本年武清縣屬…廟地方、有江西九江後幫剝船旗丁丁自道等被賊夥多人搶去押剝人常道全等衣被錢文、拒傷事主各案、均經本衙門將該州縣奏請摘去頂戴、交部議處在案、可為炯戒。再、查盜賊之肆行、皆由窩主之招引。蓋此等盜賊、非外来流民、即本地匪徒。苟無窩主隱留、斷難容其藏身。是以欲弭盜踪、必先查窩主。該州縣務須

各按村莊鄉鎮、嚴密查訪。設境內訪有巨窩賊（ここより第一四三号）窩窩、並本地…暨外来形跡…汎嚴拿懲辦、則宵小無從托足地方、自然安靜…遵外、合亟札飭。札到、該縣迅即…章、於往來大道、設立更棚窩舖、並於先宿處所、添…派兵役、梭織巡緝、節節防范護送。其各鄉村、亦迅即勸…民、聯莊支更、務在優給口糧、免其徭役、…同管汛、督同巡典、不時稽查…按地方…匪窩…旅無警、不使擾累閭閻、庶不負守土之責。倘仍漫不經心、虛應故事、一有盜劫之案、則行揭參、斷不准稍為寬假也。凜之！慎之！…遵辦緣由、稟…查核。毋違！特札。

とある。元の文書が破損されたため、誰が出した文書なのかについての確に判断するのが難しいが、「本衙門暨督院」という文言から、おそらく順天府府尹が出した文書ではないか思われよう。残存の部分からおおよそ以下のような内容が読み取れる。

第一、毎年のように冬季に治安案件が多発したのを受けて、直隸総督と連名して、幹線道路の両側に窩棚を設置させ、兵士も派遣してパトロールをしてもらった。

第二、通永道の前任道員魏茂林²⁹はかつて、宿の管理についてこのように提案した。つまり、出発する前日の夜に宿泊の車両を確認し、翌日朝五更に同時に出発してもらい、総舖の兵士を二チームに分けて、それぞれ南行きと北行きの客を護送してもらうほか、単独で夜間に出かけるのを厳禁し、違反があれば宿屋の責任を問う。そして、窃盗や強盗の事案への対処方法として、「聯莊」すなわち複数の村が連携して、十戸に一人を出して共同で防范す

²⁹ 『(光緒) 順天府志』、卷八七、官師志十六、第45a頁。
魏茂林は道光十五年から十八年まで通永道の道員を務

めた。

るよう、というものである。

第三、各州県が兵士や役夫に対し、十分な食料を支給し、必要な器械などを用意すれば、地方の治安を維持させることができるに違いない。しかし、各州県はいま、微々たる出費を惜しんで、食料の支給も徭役の免除もしていなかった。結局、「巡護」の名あるだけで、その中身は何もなかった。考えれば、治安案件があれば、必ず摘発できるという保証がどこにもなく、後始末の費用だけはもったかかるではないか。

第四、近年、順天府下で発生した悪質な治安案件、すなわち覇州と順義県の店、および武清県の漕運船隊を狙った強奪事件で疎防の責任を問われた知州と知県が、いずれも「交部議処」、つまり厳しい処分を待っていることは、戒めとして受け止め、冬防に努めてもらいたい。

第五、治安案件の発生は、その犯人を隠す窩主の存在は無視してならない。各村や郷鎮において窩主の有無を調査しなければならない。

このように、この文書は、治安対策を機能させるために、窩棚に配置する人員に対し「徭役の酌免」と「口糧の優給」の重要性について言及した。しかし、所要経費の捻出方法として「富戸の寄付」と言っただけで、予算上の措置についてまったく触れなかった。その反面、近隣州県の正印官が治安案件の発生により問責処分の対象になった事例を持ち出し、「炯戒」すなわち気を引き締めて肅々と対処するよう、と半ば脅しながら治安に全力を挙げるようと厳しく指示したのである。

その後、上司の指示があったかどうかは分からないが、宝坻県は追加指示をした³⁰。

正堂張諭值年刑書、並承值各郷保、建

該窩舖原役知悉：照得時屆…旁、搭蓋窩舖、派撥更夫、協同兵役、支更巡查、以安行旅而靖地方。業經…緊搭蓋、不許就地掘坑、或藉道溝、用秫秸夾立為牆、草率裝修。須…内砌火炕、門掛草簾、方足御寒、仍粉飾牆面。稟候責令經承前往…紛報竣。今奉諭飭、為此、仰該書役、迅速前往各路窩舖、照依各鄉…処所、更夫姓名、同…兵役各姓名一併書寫牆面、並伝諭各鄉保…舖豎立灯…掛大灯笼一個、務使徹〔夜〕灯明。其…人等、必須鳴鑼…行人、即由此舖護送至後舖交替、同保無虞。限 日內、將遵辦緣由、赴稟請親詣驗收冊報、如有陽奉陰違、並不遵諭如式修理、立即稟究。本稟亦必隨時訪察、倘敢奉行不力、及不懸掛灯笼、定將鄉保更夫人等拘案重懲。書役等均毋延擾干咎。特諭。

という。この指示の日付は不明だが、重要なポイントは以下の二点である。

第一、窩舖の壁にそこに詰める更夫と兵士の氏名を明記する。

第二、窩舖の前に赤ちょうちんを配置する。

これらは、宝坻県、およびその上司が出した冬防に関する指示である。

3、郷保たちの反応

九月初八日付けの知県の「諭飭」に対し、一部の郷保はただちに執行した。

十月十四日、興保里郷保の安仲英は次のように報告した³¹。

具稟興保里郷保安仲英為稟明事。切蒙諭飭身在於所管挨大道村莊搭蓋窩棚、派撥更夫支更、巡夜防匪。等因。身遵、即在身所管八門城東搭蓋窩棚一座、牌頭劉振文、更夫王百山、藍成。又走線窩搭蓋窩棚一座、牌頭王居棟、更夫王連、張士枝。

³⁰ 順天府档案、卷八八、第一四八号。原文書破損。

³¹ 順天府档案、卷八八、第一三三号。

業経将窩棚搭蓋完竣、理合稟明。叩乞大老爺查核施行。上稟。

というように、命令を奉じてから速やかに八門城の東と走線窩の二カ所に窩棚を設置し、それぞれ牌頭一人と更夫二人を配置したのである。これに対し、知県は「候査驗」と諭した。ちなみに、八門城と走線窩はいずれも宝坻県城から寧河県方面につなぐ幹線道路が通過する要所である³²。

なお、同じ日に、慈恩里の郷保陳惠公も知県に対し、任家店の西・周家莊の東、および車轆軸莊の西においてそれぞれ窩棚を設置し、更夫二名を配置したことを稟文で報告した³³。

しかし、上記のように積極的に対処する郷保もいれば、消極的な郷保もいた。下記の例を見てみよう。

十月十三日、衙役たちは知県に対し、郷保の李天來らは「抗不修蓋」、つまり抵抗して「窩舖」の設置をしようとしなかったことを報告した。

…遵照屢次往催、…窩舖搭蓋完竣。惟郷保李天來・張富言・白相玉・邳崑山・劉若直・黃宝善・靳国興・許盛先抗不修蓋。查李天來等俱係西北路通都大道、時常有委員老爺過境、如天台査驗、恐有貽誤干咎。理合先行回明、叩乞大老爺恩准拘究、押令搭蓋。

と、つまりこの8人の郷保が窩舖の設置に関する命令を執行していなかった。さらに、この数人のいる莊はいずれも「西北通都大路」つまり北西方向の北京へ行く道路沿いにあり、「委員老爺」の往来も多いので、「天台」すなわち上司の検査が入れば、ただちに責任を問われる恐れがあり緊急に対処しなければならないとし

て、その郷保の「拘究」、つまり拘束と追究をするように求めた。これに対し、知県は「候即拘究」とし、すぐその「拘究」を認めた。数日後の十七日に、知県は上記の八人を「訊究」するための「拘票」を出した³⁴。

史料の制限により確認できていない部分もあるが、十月三十日になって、郷保たちは続々と窩棚の修築と人夫の配置について報告をしにきた。たとえば、上記の「拘究」対象だった許盛先を含む県城の南東方向、つまり寧河県へ行く道路沿いの窩棚工事の責任者としての数人の郷保が連名して下記のようなに報告した³⁵。

具稟郷保韓秉奇、陳会公、陳密、趙文挙、王漢奎、許盛先、傅頭如為報明事。切奉諭飭在所管通衢大道兩旁搭蓋窩舖、派夫支更、巡查緝匪。等因。身等現已遵照諭飭、在於所管應蓋窩舖之處搭蓋完竣、派撥更夫支更。所有建蓋臥舖處所、並派撥更夫姓名、理合一併開單報明。叩乞大老爺查核施行。上稟。計粘單。

とあり、つまり郷保韓秉奇、陳会公、陳密、趙文挙、王漢奎、許盛先、傅頭如は以下のように報告する。管理する大通りに窩舖を設けて人夫を配置し匪徒の取締をする、という諭飭を奉じている。身らはすでに諭飭に従い、所定の場所に窩舖を設けて人夫を配置した。その設置場所と人夫の氏名のリストを提出して、知県大老爺による査核を願う、という。

その粘単すなわち添付リストも残されているので、表にすれば表4のようなものである（人夫氏名は省略）。

ほぼ同じ時期の十月二十八日、宝坻県知県は緑營兵の宝坻營に対し「移会」の文書を出し、旧章に従い、「協同稽察」のための兵士を派遣

³² ここで言及した「牌頭」とは、窩舖所在地の村の世話役かつ窩舖の設置責任者であり、実際に窩舖にいて当直するものではなかった。

³³ 順天府档案、卷八八、第一三四号。

³⁴ 順天府档案、卷八八、第一三五、一四〇号。原文書破損。

³⁵ 順天府档案、卷八八、第一五二～一五三号。

【表四：韓秉奇ら稟文附粘単概要】

所管郷保	所属里	設置場所	人夫数	县城から距離（里）
韓秉奇	嘉善	尖莊	2	14
		張各莊	2	15
		石各莊	2	15
傅頭如	慈恩	豐網莊	2	27
		白家莊	2	30
陳会公	慈恩	周家莊	2	40
		車轅軸西	2	40
		任家莊西	2	40
陳密	慈恩	獨峰窩西	2	42
		獨峰窩東	2	42
趙文挙	慈恩	双莊	2	55
王漢奎	興保	八門城南	2	60
		八門城四里南	2	60
許盛先	承化	小洵莊北	2	83
		小洵莊南	2	83
		張頭窩	2	85
		小月河莊	2	90

資料：順天府檔案、卷八八、第一五二號。『(光緒) 順天府志』、卷二八、地理志、村鎮、第十七b～十九b頁

するようと要請した³⁶。

為移会事。奉憲檄、飭將大道兩旁應設窩鋪、搭蓋完竣、派撥巡役更夫、移…夜巡邏、務使賊匪斂跡、地方安謐。仍將兵役・更夫姓名冊報…安設窩鋪、共五十四處、派撥夫役、實力支更巡查、…擬合移会貴營、希即查照旧章、按鋪撥兵、協同稽察…開單、移送過界、以憑造冊、申送施行。

というように、すでに五十四カ所の窩鋪が設置させたため、必要な兵士を派遣するよう、という内容である。

宝坻營はそれに応じて、劉順ら二十名の兵士を宝坻県に派遣した。その移文と派遣兵士のリストは、十一月初四日に宝坻県に送られた³⁷。

移文の内容は下記のようなものである。

宝坻營城守庁范 為移送事。案准貴県移開、希即查照旧章、按鋪撥兵、協同稽察、並將兵目姓名開單移送。等因。准此、敝庁随派兵二十名、擬合開單移送。為此合移貴県、煩查照施行。

という。つまり要請に応じて兵士二十名を派遣する、という返事である。

これを受けて、翌日の十一月初五日、宝坻県は宝坻營に対し、次の「移知」を出した³⁸。

為移知事。照得敝県毎届冬令、向在通衢大道兩旁搭蓋窩鋪、選派巡役更夫、移会貴營撥兵、協同巡查、以安行旅而靖地方。案經移准撥兵二十名、開單移送前來、茲將各路窩鋪一律修整、按鋪派役撥夫、支更巡

³⁶ 順天府檔案、卷八八、第一四一號。原文書破損。

³⁸ 順天府檔案、卷八八、第一四七號。

³⁷ 順天府檔案、卷八八、第一四四～一四五號。

査、其兵目亦按舖分派。除造冊通報外、擬合移知。為此合移貴管、希即查照施行。

と、つまり派遣された兵士のリストはすでに受け取り、あわせてその配置案を知らせるのである、という。その配置案が現在、確認できていない。

九月初八日の最初の通知から二ヵ月が経た十一月初八日に、「抗不遵諭」の郷保がいる、ということは、衙役より報告された³⁹。

具稟快頭陳有順・撥役李振為回明事。切奉伝飭各郷保聽候諭話、当堂散發告示、撥戸支更、並有設立窩舖事宜。等因。役遵即伝飭、奈有郷保王燦・傅德明・張富言・馬徳山・王有珍・張亮遠・王顯功均皆抗不遵伝、在於各莊派人支更巡夜、亦不赴案聽候發給告示。理合回明、叩乞大老爺恩准另稟拘案訊究、遵辦施行。上稟。

と、つまり王燦ら七人の郷保は衙門に来て告示を受領するよう、という「伝飭」を受けたにもかかわらず、衙門にも来ず、窩舖の設置もしていなかった。衙門まで連行して「訊究」するよう、という内容である。

これに対し、知県は下記のように堂諭を出し指示した。

張富言・張亮遠已據具稟……反省、催令來案、以便發給告示。併候嚴拘王燦等訊究。

と、つまり張富言と張亮遠はすでに具稟して窩舖の設置状況について報告をした。それ以外の王燦ら五人を「嚴拘」するよう、という指示である。

拘票の発行日について文書の破損により確認

できていない、知県は、「票」を出し、王燦ら五人の「嚴拘」を命令した⁴⁰。

この数人を「嚴拘」した結果について、史料の制限により明らかにできていない。窩棚の設置完了の報告に対し、知県が実際にどのように検査したかについても不明のままである。いずれにしても、十二月初三日に、宝坻県知県は直隸総督らあてに稟文を出し、合計五十四ヵ所の窩棚の設置と工夫の配置が完了したことを報告した⁴¹。

稟卑県各路窩舖均已休整、派撥兵役巡緝由。

敬稟者。窃奉憲札、以直隸切近京畿、行旅絡繹、寒冬宵小易生、行令在於墩汛適中地段、設立窩舖更棚、選派兵役更夫、協同巡緝。等因。遵查卑県西北・西南・東北・東南・正南五路、係赴京、省、寧河、天津、山海関等処大小道路、旧設窩舖五十四座。卑職於本年九月初間、諭飭各郷…巡役、移營撥兵、協同郷保更夫巡查訪拿。如遇往來行旅、飭令護送前進、與上下站兵役見面交替。卑職仍不時稽察。該兵役人等如果始終勤謹、自當優加獎賞。倘稍涉懈弛、立予責懲。総期行旅安堵、閭閻靜謐、以仰副宮保大人／大人／中堂／大老爺弭盜安良、整飭地方之至意。除將各路窩舖座落村莊及兵役更夫姓名造冊另文申送、並徑稟督憲／尹憲／臬憲／道憲外、合肅具稟鈞鑒、恭請福安。卑職某某謹稟。一稟督、尹、臬、道、府憲。

というように、この稟文の主な点は以下である。

³⁹ 順天府档案、卷八八、第一五五号。

⁴⁰ 順天府档案、卷八八、第一五六号。

⁴¹ 順天府档案、卷八八、第一四六号。原文書破損。この稟文の宛先は直隸総督訥爾經額（「宮保大人」＝太子太保）、管理順天府尹大臣卓秉恬（「中堂」＝協辦大学士）、直隸按察使陸蔭奎・順天府尹李德・通水道高樹

勳（いずれも「大人」）、東路同知沈第（「大老爺」）である。『大清摺紳全書』（清道光二十三年冬京師榮祿堂刊本）、第二冊、第1b-7b頁。（清）方濬師『蕉軒隨錄』（北京：中華書局、1995年）、卷十二、官場稱謂、第454-455頁。

第一、冬防に関する「憲札」を奉じた。

第二、宝坻県には西北の京師・西南の省城・東北の山海関・東南の寧河、および正南の天津につながる大小道路があり、従来、五十四ヶ所の窩舖が設置されていた。

第三、九月初旬よりすでに窩舖の設置と兵役の配置を指示し、随時に稽察も行っている。

第四、「各路窩舖座落村莊及兵役更夫姓名」の冊子を作り提出する。

要するに、各上司に対し冬防措置の実施経過を報告するのである。

これにより、九月から約三ヶ月にかけて、ようやく当年度の冬防を一段落したのである。ちなみに、暦の上においては、冬はもうそろそろ終わりに近づいた。

おわりに

行論においては、順天府档案を基礎資料として用いて、宝坻県の冬防措置について整理して紹介した。

この紹介からわかるように、窩舖ごとに配置された二ないし三名の更夫と兵士は、あくまで単独犯による犯行のような小規模治安案件に対処するものであった。武器をもち、十数人ないし数十人の匪賊集団に対して威嚇したり、拿捕したりするのはとうてい不可能であった。資料の制限もあり、その窩舖に配置された更夫の身分、つまり村の農民なのか、それとも雇われて当直する者なのか、ということに関しては、これ以上確認することができていない。場合によって命の危険も伴う夜の警備警護を担当したのは、いったいどのような者であったのか、資料のさらなる発掘を含めてさらに調べる必要がある。

もう一つ述べておきたいのは、冬防にかかわる財政措置である。すでに触れたように、窩舖

設置の建設費、赤ちょうちんの調達・点灯を含む備品に関わる経費、更夫の件費などについて、宝坻県知県ないしその上司はひと言の指示や言及もしていなかった。結局、その分は、窩舖が設置される場所の責任者、すなわち郷保たちが自ら工面しなければならなかった。これは、直隸地域における差徭の実施においてよく見られる現象である。つまり、所定の業務についての指示はあったが、そのための費用をどうねん出するかについては、現場にいる者の責任で自ら解決案を考えなければならなかった。この意味においては、冬防も一種の徭役に近いものであったと言えよう。これに関連して、窩舖の設置を怠ったとされた郷保に対し「拘究」の命令がだされたことから、かれらを徭役夫のように扱われたことがわかる。

宝坻県において、合計五十四ヶ所にのぼる窩舖の設置を中心にできた冬防体制は、上述したような問題点があったものの、政府＝国家が社会に提供した一種の公共品であったと考えられよう。効果について要検討であるが、そのような治安維持の一環としての政策があり、またその政策に対応する形で体制を組んだこと自体は、たとえ万全とは言えなくても、前近代中国の支配者が社会の安定を保つに対する責任の実践であった、とすることができるだろう。

最後になるが、冬防実施期間中の実態については、今度の課題としてさらに考えていきたい。